

第97回米子市農業委員会農地部会議事録 (概要)

招集年月日 平成25年4月8日(月)

招集場所 米子市役所第2庁舎 第2会議室

開 会 午後1時30分

出席委員

1番	木澤 純一委員	2番	佐々木 知俊委員	3番	佐藤 敏行委員	4番	尾坂 宣雄委員
7番	高西 史郎委員	8番	林原 成子委員	9番	遠藤 泰三委員	10番	伊塚 重己委員
11番	大縄 敬次委員	12番	足立 寛隆委員	13番	吉澤 一誠委員	14番	小林 秀美委員
15番	仲田 祐康委員	16番	松原 幹人委員	17番	石橋 明広委員(部会長)		

欠席委員 5番 番原 邦彦委員 6番 森中 喜輝委員

傍聴人 1人

事務局 仲田会長 田村事務局長 大許事務局長補佐 宅和主幹 道下主幹

日 程

1 農地法各条申請地現地調査

2 部会長あいさつ

3 議事録署名委員の指名

4 議事

(1) 農地法各条申請審議等

ア 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について

イ 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について

ウ 第3号 米子市農用地利用集積計画の決定について

エ 第4号 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地利用計画の一部変更に係る意見照会に対する回答について

5 報告事項

- (1) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- (2) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (3) 非農地現況証明について
- (4) 農地転用現況確認書の交付について
- (5) 県農業会議員の事務報告
- (6) その他

開 会 午後1時30分

(農地法各条申請地現地調査)

議長（石橋委員）

では、これより現地調査に引き続き、第97回農地部会を開催します。

今日は傍聴の方が1名、来られております。

最初に議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますがよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長（石橋委員）

それでは、議席番号2番の佐々木知俊委員と、議席番号3番の佐藤敏行委員をお願いいたします。

また、本日の欠席は5番の番原邦彦委員と、6番の森中喜輝委員の2名です。

それでは審議に入ります。

はじめに、3ページの議案第1号をお願いいたします。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について下記申請について、農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。

4 ページ、番号 1 の大袋について、事務局から説明をお願いします。

事務局（道下主幹）

はい。番号 1 の大袋について説明いたします。詳細は議案のとおりです。

本件は、譲受人である息子が母より生前贈与で、農地を取得しようとするものです。取得後の経営面積は 142 a となります。

別紙 3 条申請理由のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長（石橋委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん、何か報告がございますか。

9 番（遠藤委員）

はい。さきほど事務局から説明のあったとおり、身内の贈与でして、なにも問題はありません。お父さんに会って話を聞きましたが、元気なうちに息子に全部譲ってしまいたいということでした。今回は 1 件ですが、次から次にこれから出てきますので、よろしくをお願いします。

議長（石橋委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

議長（石橋委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

続きまして、番号 2 の淀江町小波について、事務局から説明をお願いします。

事務局（道下主幹）

番号 2 の淀江町小波について説明いたします。詳細は議案のとおりです。

本件は、譲受人が贈与で、自作地の隣接農地を取得しようとするものです。取得後の経営面積は 70 a となります。

別紙 3 条申請理由のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長（石橋委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

8番（林原委員）

譲受人が、これまでも長年ずっと作っていたところでして、譲渡人からの依頼で、贈与により取得しようとするものです。

譲渡人が、もう何年もそこに行ったことがないのに、税金は自分が払っとるだけんな、と言っておられました。

許可要件については特に問題ないと思われまますので、よろしく申し上げます。

議長（石橋委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（石橋委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

続きまして、番号3の彦名町について、事務局から説明をお願いします。

事務局（道下主幹）

番号3の彦名町について説明いたします。詳細は議案のとおりです。

本件は、譲受人が、農地を売買により取得しようとするものです。取得後の経営面積は75aとなります。

別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長（石橋委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

1番（木澤委員）

譲渡人が病気のため、今後とも農業が出来ない状態だということで、譲受人が売買により取得しようとするものです。

許可要件については特に問題ないと思われまますので、よろしく申し上げます。

議長（石橋委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

(異議なしの声あり)

議長 (石橋委員)

異議がないようですので、許可と決定いたします。

続きまして、番号4の淀江町今津について、事務局から説明をお願いします。

事務局 (道下主幹)

さきほどの現地調査で最後に見たところですが、番号4の淀江町今津について説明をいたします。詳細は議案のとおりです。本件は、譲受人が売買により、自宅近くの農地を取得しようとするものです。

別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

なお、取得後の経営面積は、このあと3号で審議予定の利用権設定議案番号4-6、4-7で決定予定の8aと併せて52aとなります。

議長 (石橋委員)

それでは、事務局説明がございましたが、ご意見、ご質問等がございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長 (石橋委員)

異議がないようですので、許可と決定いたします。

続きまして、番号5、番号6、番号7、番号8の和田町についてですが、私が地元委員として説明いたしますので議長を交代いたします。

(議長交代・・部会長から木澤部会長職務代理へ)

議長 (木澤委員)

それでは、番号5、番号6、番号7、番号8の和田町について、関連しますので一括して、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（道下主幹）

番号5から番号8の和田町について説明いたします。詳細は議案のとおりです。わかりやすくするために、3枚の地図のコピーを作り、配っておりますのでご覧ください。

本件は、関係者3名が、耕作の利便を向上させるために、農地の交換、贈与を行い、所有権移転しようとするものです。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

（ 図 の 説 明 ）

議長（木澤委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

17番（石橋委員）

5番から8番については、農地を交換・贈与することによって、お互いの農地がまとまり、耕作がしやすくなることから、農地を交換・贈与することになったものです。

これはそもそも、2年前の大雪が降った時に、和田の公民館の東側に高圧線の鉄塔が立っておりますが、それが倒れまして、工事のために業者がその畑を使わないといけないという状況がありまして、この3名の方で集まられたんですが、今のままじゃ都合が悪いけん、なんとかしようということで交換という話になったそうです。

お互いの利便性がよくなるということで、許可申請を出されたということです。特に要件については問題ないと思われまます。それと、地元の安達委員さんからも、当事者同士でちゃんと話し合いが出来ているのでということでしたので、よろしく願いします。

議長（木澤委員）

ただ今、番号5、番号6、番号7、番号8について説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

7番（高西委員）

ちょっと、わからんな。これは2枚目の図が交換で、こうなるということだけど。

17番（石橋委員）

いえ、3枚目が最終的な図です。

議長（木澤委員）

よろしいですか。

7番（高西委員）

ああ、3枚目か。わかった。

議長（木澤委員）

ほかに、異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（木澤委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

そういたしますと、議長を交代いたします。

（議長交代・・・木澤部会長職務代理から石橋部会長へ）

事務局（大許局長補佐）

ここで、議案の訂正をさせていただきます。

正誤表をお配りしていますが、申し訳ございませんが、事務局のミスによりまして、1筆落としておりました。

5条の5番でございますが2筆でなく、もう1筆ございまして、3筆で審議よろしく申し上げます。

議長（石橋委員）

では、続きまして、6ページの議案第2号をお願いいたします。

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法施行令第15条第2項において準用する、第7条第2項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

7ページ、番号1の夜見町について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

1番（木澤委員）

1番の議案について説明します。申請者は議案のとおりです。申請地は、夜見町の畑で面積は62㎡です。

申請人の実家の裏に 606 m²の雑種地があるんですが、出入りできる道がないため、今回、進入路を確保したいということです。転用については、問題ないと思われまますのでよろしくをお願いします。

議長（石橋委員）

ただ今、地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（石橋委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号2の尾高について、地元委員さんより説明お願いいたします。

4番（尾坂委員）

2番の議案について説明します。申請者は、議案のとおりです。申請地は、尾高の田で面積は810 m²です。

申請者は、申請地の隣で整形外科医院をしておりますが、これまで駐車場として利用していた場所に内科医院を建築中です。このため既存の駐車場だけでは手狭となるため、申請地に駐車場を計画したものです。

実行組合の排水同意、隣接耕作者の同意もあります。

住宅用・公共施設が連たんする区域に近接する農地で、第2種農地に該当すると思われまます。

転用については、問題ないと思われまますのでよろしくをお願いします。

議長（石橋委員）

ただ今、番号2について地元委員さんからの説明がございましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（石橋委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号3の淀江町今津について、事務局より説明をお願いします。

事務局（道下主幹）

はい。欠席されていますが、3番の議案について、地元委員さんからは特に問題ないということで聞いておりますので、説明

をさせていただきます。

申請者は、議案のとおりです。申請地は、淀江町今津の田で面積は 387 m²です。申請者は、淀江町の借家に家族 5 人で生活しておりますが、子供の成長するに従い手狭になり、また今後、実家の農作業の手伝いのこともあり、実家近くの申請地に住宅建築を計画したものです。実行組合の排水同意、隣接耕作者の同意もあります。

住宅用・公共施設が連たんする区域に近接する農地で、第 2 種農地に該当すると思われます。

転用については、問題ないと思われますのでよろしくお願いします。

議長（石橋委員）

ただ今、番号 3 について説明がございましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

7 番（高西委員）

ちょっと聞いてみるけど。この譲受人はお父さんの名前じゃないか。これは、おかしいじゃないか。

事務局（道下主幹）

すみません。わたしの入力間違いです。譲受人は息子さんのほうです。申し訳ありません。訂正をお願いします。

議長（石橋委員）

ほかに、意義はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（石橋委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号 4 の古豊千について、地元委員さんより説明お願いいたします。

事務局（道下主幹）

こちら委員さんが欠席ですので、事務局から 4 番の議案について説明します。申請者は、議案のとおりです。申請地は、古豊千の田で面積は 496 m²です。申請者は、仕事の関係で広島に住んでいましたが、退職を機に妻の実家近くで生活するため、申請地に一般住宅の建築を計画したものです。

実行組合の排水同意、土地改良区の同意もあります。住宅用・公共施設が連たんする区域に近接する農地で、第 2 種農地に該

当すると思われます。

転用については、問題ないと思われますのでよろしくお願ひしませう。

議長（石橋委員）

ただいま番号5について説明がありませうが、ご意見、ご質問等がございませうか。

（異議なしの声あり）

議長（石橋委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたしませう。

続きませうして、番号5の葭津についてです、私が地元委員として説明いたしませうので議長を交代いたしませう。

（議長交代・・石橋部会長から木澤部会長職務代理へ）

議長（木澤委員）

続きませうして、番号5の葭津について、地元委員さんから説明をお願いいたしませう。

17番（石橋委員）

5番の議案について説明しませう。申請者は、議案のとおりです。申請地は、葭津の畑で面積は310㎡です。

申請者は、葭津で野菜の加工販売業を営んでおられませうが、農業に従事する外国人実習生を雇用するため、その居住施設として、申請地に社員寮を計画したものです。実行組合の排水同意、土地改良区の同意、隣接耕作者の同意もあられませう。

住宅用・公共施設が連たんする区域に近接する農地で、第2種農地に該当すると思われませう。

転用については、問題ないと思われませうのでよろしくお願ひしませう。

議長（木澤委員）

ただいま番号5について説明がありませうが、ご意見、ご質問等がございませうか。

（異議なしの声あり）

議長（木澤委員）

それでは、異議がないようです、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたしませう。

そういたしませうと、議長を交代いたしませう。

(議 長 交 代 ・ ・ 木澤部会長職務代理から石橋部会長へ)

議長 (石橋委員)

続きまして、番号6、番号7の彦名町について、関連しますので一括して、地元委員さんより説明をお願いします。

1 番 (木澤委員)

番号6、番号7の議案について説明します。申請者は、議案のとおりです。申請地は、彦名町の畑で面積は191㎡と149㎡です。

申請者は、市内のアパートで暮らしておりますが、いつまでもアパート暮らしというわけにもいかず、両親の面倒もみれる実家近くに、住宅の建築を計画したものです。実行組合の排水同意、土地改良区の同意もあります。住宅用・公共施設が連たんする区域に近接する農地で、第2種農地に該当すると思われます。

転用については、問題ないと思われますのでよろしくをお願いします。

ちなみに、149㎡が売買で、191㎡のほうがお父さんのものを使用貸借するように申請しています。

議長 (石橋委員)

ただ今、番号6、番号7について地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (石橋委員)

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号8の彦名町について、地元委員さんから説明をお願いします。

1 番 (木澤委員)

8番の議案について説明します。申請者は、議案のとおりです。申請地は、彦名町の畑で面積は463㎡です。

申請者は、現在借家住まいですが、子供も大きくなり手狭になってきたため、申請地に住宅の建築を計画したものです。

実行組合の排水同意、土地改良区の同意、隣接耕作者の同意もあります。住宅用・公共施設が連たんする区域に近接する農地で、第2種農地に該当すると思われます。

転用については、問題ないと思われますのでよろしくをお願いします。

議長（石橋委員）

ただ今、番号8について説明がございましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（石橋委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号9の上福原について、地元委員さんより説明お願いいたします。

13番（吉澤委員）

はい、現地確認をしていただいた病院近くです。申請者は、議案のとおりです。申請地は、上福原の田で面積は273㎡です。

申請者は、飲食業、弁当屋等、不動産賃貸業を営んでおりますが、県道皆生車尾線の利用者や、近接する病院関係者の需要も予想されることから、申請地に店舗、弁当・薬局の出店を計画したものです。実行組合の排水同意、土地改良区の同意、隣接耕作者の同意もあります。申請地は500m以内に2か所以上の医療施設・教育施設があり、上水道・ガス管が完備された道路に面している農地であるため、第3種農地に該当すると思われま。

転用については、問題ないと思われましますのでよろしくお願いま。

議長（石橋委員）

ただ今、番号9について地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等ございませんか。

7番（高西委員）

これは親子なのか。

13番（吉澤委員）

譲渡人からみると、譲受人は孫の嫁になります。

7番（高西委員）

そうか。

ここはまだ、下水が通ってないか。

13番（吉澤委員）

はい、合併槽です。

7 番（高西委員）

じゃあ、浄化槽を設置だな。

13 番（吉澤委員）

はい。それと、雨水はこの近くに農業用水路があるんですが、そこには流さず、水貫川に流すようにするそうです。

議長（石橋委員）

では、ほかにご異議ございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

議長（石橋委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、9 ページ、議案第 3 号をお願いいたします。

米子市農用地利用集積計画の決定について、別紙農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、決定を求めます。10 ページに利用集積計画総括表がございます。今月は、転貸を除く利用権設定が 85 件、農地保有合理化事業により機構が借入れを行う案件が 1 件、機構が転貸を行う案件が 2 件ございます。

それでは、12 ページ、転貸を除く利用権設定各筆明細について審議いたします。

審議に入りたいと思いますが、農業委員会等に関する法律第 24 条第 2 項に基づき、この案件の当事者である、わたくし石橋が退席しますので議長を交代いたします。

（石橋委員退席）

（議長交代・・・石橋部会長から木澤職務代理へ）

議長（木澤委員）

そういたしますと、12 ページ、番号 4-1 について、事務局説明をお願いします。

事務局（大許事務局長補佐）

転貸を除く利用権設定各筆明細について説明いたします。

今月は、田に関するものが、149筆 230,937㎡、畑に関するものが、25筆 25,519㎡ございます。

番号4-1は、貸人の農業廃止に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、875aとなっております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

議長（木澤委員）

ただ今、事務局から番号4-1の説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（木澤委員）

異議がないようですので、決定いたします。

番号4-1の審議を終了いたしましたので、石橋委員の着席を求めます。

（石橋委員着席）

議長（木澤委員）

そういたしますと、議長を交代いたします。

（議長交代・・・木澤職務代理から石橋部会長へ）

議長（石橋委員）

続きまして、番号4-2の審議に入りたいと思いますが、農業委員会等に関する法律第24条第2項に基づき、この案件の当事者である大縄委員の退席を求めます。

（大縄委員退席）

議長（石橋委員）

事務局より説明をお願いいたします。

事務局（大許事務局長補佐）

はい。番号4-2は、再設定でございます。

議長（石橋委員）

ただ今、事務局から番号 4-2 の説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

(異議なしの声あり)

議長 (石橋委員)

異議がないようですので、決定といたします。

審議を終了しましたので、大縄委員の着席を求めます。

(大縄委員着席)

議長 (石橋委員)

それでは、11 ページ、転貸を除く利用権設定各筆明細について、番号 4-3 から番号 4-13 までを一括して審議いたします。

事務局説明から説明をお願いいたします。

事務局 (大許事務局長補佐)

番号 4-3 は、再設定でございます。

番号 4-4 は、貸人の兼業による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、151 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 4-5 は、再設定でございます。

番号 4-6 から番号 4-7 は、借人の要望による設定となっており、借人の設定後の経営面積は、52 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 4-8 から番号 4-9 は、借人の要望による設定となっており、借人の設定後の経営面積は、78 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 4-10 は、借人の要望による設定となっており、借人の設定後の経営面積は、303 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 4-11 から番号 4-13 までは、再設定でございます。

議長 (石橋委員)

ただ今、事務局から番号 4-3 から番号 4-13 まで説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

(異議なしの声あり)

議長 (石橋委員)

異議がないようですので、決定いたします。

続きまして、14ページ、番号4-14の審議に入りたいと思いますが、農業委員会等に関する法律第24条第2項に基づき、この案件の当事者である伊塚委員の退席を求めます。

(伊塚委員退席)

議長 (石橋委員)

事務局より説明をお願いいたします。

事務局 (大許事務局長補佐)

番号4-14は、再設定でございます。

議長 (石橋委員)

ただ今、事務局から番号4-14の説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

(異議なしの声あり)

議長 (石橋委員)

異議がないようですので、決定いたします。

審議を終了しましたので、伊塚委員の着席を求めます。

(伊塚委員着席)

議長 (石橋委員)

それでは、15ページ、転貸を除く利用権設定各筆明細について、番号4-15から番号4-85までを一括して審議いたします。

事務局説明から説明をお願いいたします。

事務局 (大許事務局長補佐)

番号4-15は、借人の要望による設定となっており、借人の設定後の経営面積は、211aとなっております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

番号 4-16 は、再設定でございます。

番号 4-17 は、貸人の病気等での労力不足による設定となっており、借人の設定後の経営面積は、249 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 4-18 は、借人の要望による設定となっており、借人の設定後の経営面積は、1,161 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 4-19 から番号 4-21 までは、再設定でございます。

番号 4-22 は、貸人の農業廃止に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、4,512 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 4-19 から番号 4-21 までは、再設定でございます。

番号 4-22 は、貸人の農業廃止に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、4,564 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 4-23 から番号 4-53 までは、再設定でございます。

番号 4-54 は、貸人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、3,902 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 4-55 は、貸人の兼業による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、3,902 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 4-56 から番号 4-57 は、貸人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、3,902 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 4-58 は、貸人の兼業による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、3,902 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 4-59 は、貸人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、3,902 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 4-60 から番号 4-61 は、貸人の兼業による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、3,902 a となつ

ております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

番号4-62は、鳥取西部農協が行っている農地利用集積円滑化事業による貸借で、農協が貸人より白紙の委任状を受けて契約したものです。借人の設定後の経営面積は、136aとなっております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

番号4-63から番号4-64は、鳥取西部農協が行っている農地利用集積円滑化事業による貸借で、農協が貸人より白紙の委任状を受けて契約したものです。借人の設定後の経営面積は、26aとなっております。営農計画書が提出されており、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

番号4-65は、鳥取西部農協が行っている農地利用集積円滑化事業による貸借で、農協が貸人より白紙の委任状を受けて契約したものです。借人の設定後の経営面積は、111aとなっております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

番号4-66は、鳥取西部農協が行っている農地利用集積円滑化事業による貸借で、農協が貸人より白紙の委任状を受けて契約したものです。解除条件付の契約となっており、借人の設定後の経営面積は、26aとなっております。営農計画書が提出されており、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

番号4-67から番号4-70までは、再設定でございます。

番号4-71は、貸人の病気等での労力不足による設定となっており、借人の設定後の経営面積は、236aとなっております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

番号4-72は、貸人の農業廃止に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、112aとなっております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

番号4-73から番号4-77までは、再設定でございます。

番号4-78は、鳥取西部農協が行っている農地利用集積円滑化事業による貸借で、農協が貸人より白紙の委任状を受けて契約したものです。借人の設定後の経営面積は、83aとなっております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

番号4-79は、鳥取西部農協が行っている農地利用集積円滑化事業による貸借で、農協が貸人より白紙の委任状を受けて契約し

たものです。借人の設定後の経営面積は、67 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 4-80 から番号 4-81 までは、再設定でございます。

番号 4-82 は、借人の要望による設定となっており、借人の設定後の経営面積は、219 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 4-83 は、借人の要望による設定となっており、借人の設定後の経営面積は、89 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 4-84 は、貸人の兼業による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、50 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 4-85 は、貸人の農業廃止に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、50 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

議長（石橋委員）

ただ今、事務局から番号 4-15 から番号 4-85 まで説明がありました。ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（石橋委員）

異議がないようですので、決定いたします。

続きまして 33 ページ、農地保有合理化事業により担い手育成機構が借受けを行う案件を審議いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局（大許事務局長補佐）

続きまして、農地保有合理化事業に係る借入の案件についてご説明いたします。

まず、33 ページ、番号 4-1 は農地保有合理化事業により鳥取県農業農村担い手育成機構が借受けを行う案件でございます。

議長（石橋委員）

担い手育成機構が借受ける案件について説明がありました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (石橋委員)

異議がないようですので、決定いたします。

続きまして、35ページから、農地保有合理化事業により担い手育成機構が転貸を行う案件を審議いたします。

審議に入りたいと思いますが、農業委員会等に関する法律第24条第2項に基づき、この案件の当事者である石橋が退席しますので議長を交代いたします。

(石橋委員退席)

(議長交代・・・石橋部会長から木澤職務代理へ)

議長 (木澤委員)

そういたしますと、35ページ、番号4-1について、事務局説明をお願いします。

事務局 (大許事務局長補佐)

続きまして、35ページ、番号4-1は、農地保有合理化事業により担い手育成機構が借り入れた農地を、すぐに転貸する案件でございます。設定後の経営面積は、875aでございます。

議長 (木澤委員)

ただ今、事務局から番号4-1の説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

(異議なしの声あり)

議長 (木澤委員)

異議がないようですので、決定いたします。

番号4-1の審議を終了いたしましたので、石橋委員の着席を求めます。

(石橋委員着席)

議長 (木澤委員)

そういたしますと、議長を交代いたします。

(議長交代・・・木澤職務代理から石橋部会長へ)

議長（石橋委員）

続きまして、農地保有合理化事業により担い手育成機構が転貸を行う案件、番号 4-2 を審議いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局（大許事務局長補佐）

番号 4-2 は、農地保有合理化事業により担い手育成機構が借り入れた農地を、すぐに転貸する案件でございます。設定後の経営面積は、790 a でございます。

以上ご審議よろしくをお願いいたします。

議長（石橋委員）

担い手育成機構が転貸する案件、番号 4-2 について説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（石橋委員）

異議がないようですので、決定といたします。

次に 37 ページ、議案第 4 号をお願いいたします。

農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地利用計画の一部変更に係る意見照会に対する回答について、別紙農用地利用計画の一部変更（案）について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 1 項の規定に基づき意見を求めます。

38 ページ、番号 1 の富益町について事務局から説明してください。

事務局（大許事務局長補佐）

除外申請理由についてですが、申出者は、昭和 43 年に米子市富益町 4660 番地に障害者支援施設「もみの木園」を 30 名の定員で開設し、現在、障がいのある人たちのための居住事業所（法律名称では「共同生活介護事業」（通称：ケアホーム）という。）を米子市内に順次設置を進め、13カ所（57名利用）のケアホームを設置し、「もみの木園」の定員を 60 名として運営しています。

しかしながら、いまだ在宅者・施設入所者を問わずケアホームを希望する障がいのある人は多く、また、障害者施策が始まって 53 年あまりを経過し、障がいのある人の高齢化に伴う重度化が進み、個別支援や夜間支援が必要となっていることから、自

立した地域生活を進めるための居住場所として個室であって、かつ、職員が常駐するケアホームの整備が早急に必要であり、当該申請地にケアホームを建設し、併せて在宅の障がいのある人の短期的な入所支援を行う短期入所及び相談支援事業を行うこととしました。

整備計画としては、共同生活介護事業のための個室6室、共同生活を営むための共用部分（台所、食堂、浴室、脱衣等）、短期入所事業のための個室1室、相談支援事業のための相談室1室、夜間配置のための職員室1室を計画しています。

当該申請地を選定した理由については、今回建設するケアホームの利用者の日中の活動の場となる障害者支援施設「もみの木園」の生活介護事業を利用するのに、高齢・重度の障がいのある人が徒歩・車いすで通うためできるだけ近隣であること、かつ、朝夕のバイタルチェックや痰の吸引などを行う必要が生じた場合などのため看護師を配置する「もみの木園」と保健面及び支援面において密接な連携が必要であるため、当該申請地を選定しました。（現行の障害者自立支援法においては、日中の活動の場と居住の場は、分離が原則で、制度上、同一の敷地内に建設できない。）

代替地についても検討しましたが、営農意欲が強く今後とも農地として利用する意向があることなどの理由により当該申請地を選定しました。

次に、市としての考え方ですが、当該申請地は、農用地区域の外縁部であり、隣接農地の利用上の効率性を考慮した上で計画されていることから、農用地区域変更後の集団的農用地の分断、土地利用の混在、農作業の効率性及び担い手の農用地の利用集積への支障は軽微です。

また、擁壁設置による土地の流出防止対策が計画されていること及び污水排水は合併浄化槽に接続する計画であることから、変更後の隣接農地及び周辺の農業用排水路への支障もありません。

以上、法第13条第2項各号について検証を行った結果、農振除外の基準を満たしており、農用地区域内ではあるが計画変更はやむを得ないと考えます。

議長（石橋委員）

番号1について事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（石橋委員）

異議がないようですので、決定といたします。

審議事項は以上でございます。

それでは、続いて報告事項に移ります。

40ページ、(1)農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について、番号49から番号55までの7件を受理しております。

続きまして、42ページ、(2)農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、番号45から番号55の11件を受理しています。

続きまして、44ページ、(3)非農地現況証明について、番号30から番号31の2件を証明しています。

続きまして、45ページ、(4)農地転用現況確認書交付について、番号82から番号86の5件を交付しています。

続きまして、県農業会議会議員の事務報告をお願いいたします。

仲田会長

(県農業会議会議員の事務報告)

議長(石橋委員)

ただいま会長から報告がありましたが、これについて、ご意見、ご質問ございませんか。

(意見なしの声あり)

議長(石橋委員)

では、本日、予定していました審議は以上のおりですが、議題などの追加はありませんか。

ないようですので、事務局から連絡事項を説明してください。

事務局(大許事務局長補佐)

(事務連絡)

議長(石橋議員)

では、これもちまして第97回農地部会を終了します。おつかれさまでした。

閉 会 午後4時04分